

令和1年6月28日

お取引先の皆様へ

株式会社文教堂グループホールディングス
代表取締役 佐藤 協治
株式会社文教堂
代表取締役 佐藤 協治

上記代理人弁護士
センチュリー法律事務所
弁護士 住田 昌弘
弁護士 田中 智之
弁護士 北村 尚弘
弁護士 野田 紘平

謹啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、令和1年6月28日、一般社団法人事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続の利用の正式申請を行い、同日受理されましたので、お知らせいたします。

事業再生ADR手続は、金融機関様のみを対象として進められる手続きであり、お取引先の皆様とのお取引内容（書籍・文具・商品等の仕入れ代金や、賃借物件についての賃料のお支払い等）には何ら影響を与えるものではございませんので、今後も引き続きご安心してお取引を継続して頂ければと存じます。

お取引先の皆様には、多大なるご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

ご不明点等ございましたら、以下までご連絡頂きますようお願い致します。

【お問い合わせ先】 〒100-0004

千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル 25階

センチュリー法律事務所

TEL：03-5204-1080 / FAX：03-5204-1255

弁護士 北村 尚弘

弁護士 野田 紘平

謹白